

モデル地区飛騨古川町から学べ！

矢掛町では平成21年度には「宿場まつり」など画期的な催しが提案されています。その他にも、観光振興のために観光客の誘致やイベントも開催されますが、まず人づくり街づくりを行うことが先であると考え、古川町

古川町の街づく

★歴史的市街地である古い街並みをいかした街づくり商人町として発達した上町下町など出格子の連なる軒下に用水を流す。

酒屋には杉の葉を玉にして「酒ばやし」が下がり、老舗の「のれん」が軒を連ねている。

↓
電線電柱が整備されており歴史的市街地がさらに魅力的に見える。さらに、駅前通りでは新しい建物や野外広告物など景観への配慮がなされているようで伝統文化と新しい文化が調和されている街並みになっています。

●これからの矢掛●

矢掛宿も古川町に勝るとも劣らない伝統ある街です。住民一人一人が主役となって、素晴らしい矢掛を国選定の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるべく努力していく方向。



「私達」が住む日本の空を、「私達」が美しい空へ変えましょう！

美空～MISORA

第14号

発行日：2009年8月17日（月）

発行者：NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク

【特集】

★魅力的な街づくり★

矢掛町の取り組みを追う

備中矢掛宿のまちなみ環境整備事業が行われて75軒もの修理修復ができました。今後、宿場町らしい街並み景観の保全・育成創出により魅力的な街づくりを、よりいっそう進めて後世に伝えていく予定なのだそうです。

矢掛町での今後の活動方針

- 1、国選定の重要伝統的建造物群保存地区へ向けての町民の主体的な活動。
- 2、提案を尊重して住民参加の気持ちを促し自分たちの町は自分たちで地域づくりに努力していく。



★現在の歴史的・文化的景観の保護法制度★

我々は、歴史的景観・文化的景観に触れることで過去にその土地で起こった出来事に思いを巡らせたり、その土地の風土や地域の人々の日常の営みを体感したりすることができる。つまり、アメニティとしての景観の重要性が非常に高いものであることが分かります。

このようなアメニティとしての景観の重要性に鑑みて、景観はどのような法的手法によって形成・維持されているのか簡単にご紹介します。

・文化財保護法

「伝統的建造物群保存地区」

当該地区を市町村が住民の意思を尊重しつつ条例その他の方法で指定することができる。



当該地区の保存のため必要な措置を定める。

「重要伝統的建造物群保存地区」

市町村の申し出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部または一部で我が国にとってその価値が特に高いものを重点的に国が保護することができる。



当NPOのHP(ホームページ)でも、最新情報を詳しく載せていきますので、ぜひこちらへもアクセスしてください！

<http://nponpc.org/top.aspx>



古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別法）

「歴史的風土保存区域」

開発行為に対して府県知事への届け出が義務付けられており、府県知事が保存のために必要な助言または勧告をすることができる。

「歴史的風土特別保存地区」

上記の歴史的風土保存区域よりも厳格な規制が設けられている。たとえば、開発行為には府県知事への届け出は足りず、許可まで必要であったり、助言や勧告にとどまらず不許可処分を命じることもできる。



私見

このように歴史的文化的景観の保全については、国を代表するような価値を持つ景観を選別し、重点的に保護しようという手法をとっている。

なので、保護対象が狭く限定されたものになっていることが問題でないかと思われる。

後代に継承していきたい歴史的風土を

法律による特別の処置だけに頼るのではなく、我々も主体的に出来ることは取り組み、景観を守っていくことが大事なのではないでしょうか！？

メールマガジンも好評配信中です！！

当NPOでは、メールマガジンも配信させていただいております。
電線地中化に関するコラム・情報を月2回お楽しみいただけます！
ぜひこちらにもご登録ください！
アドレスはコチラ → <http://www.mag2.com/m/0000266000.html>